

議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 2 回窪川農地部会

日 時：平成 28 年 5 月 25 日 午後 1 時 30 分～

場 所：本庁（西庁舎）3 階西会議室 3A

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 指定第 3 号 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 指定第 4 号 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | | その他 |

〔出席委員〕

- (欠席) 02. 山本 奨一 (欠席) (欠席)
05. 松田 武章 06. 小野 重明 07. 坂本 功 08. 市川 正司
09. 山本 道雄 10. 林一 将 11. 下元 一明 12. 河上 茂秋
13. 廣井 栄治 14. 西井 健夫 15. 岡林 景補 16. 宮崎 恵美子
17. 池本 宗生 18. 西本 茂子 19. 太田 祥一

〔欠席委員〕

01. 中内 三恵子 03. 下元 誠一郎 04. 甫喜本 治誠

〔事務局出席者〕

- 西谷 久美 林 和利 上川 優

議長 田植えの季節の中、もうすでに作付が終わられてほっとしている方また、まだまだ真っ最中の方、いろいろおられるとは思いますが、お忙しい中お体のお疲れの中本会にご出席いただき大変ご苦労様です。さて、私は明日、明後日26日、27日と平成28年度全国農業委員会会長大会に出席するため、東京の方に行ってまいります。この4月より農地法、農業委員会法が新しく改正されて最初の全国大会で、「新たな農業委員会組織の活動強化に向けて」をテーマとし、大会が開催されます。その後、議員会館に出向き県選出の国会議員への要請もしっかり行ってきたいと考えています。また、この日程と同日三重県で主要国首脳会議伊勢志摩サミットが開催されます。ちなみに安倍首相はこのサミットで各国首脳陣にいろいろと意見交換をし、来年春に行われようとしている消費税増税問題の判断材料にするとも言っておられて、日本にとってもこのサミットは大きな局面となることに間違いありません。また、このサミット終了後の27日アメリカのオバマ大統領が現役大統領として初めて広島を訪れることになっています。原爆を落とした当事者であるアメリカ合衆国、世界で唯一原爆を落とされ、大変多くの犠牲者が出た広島と長崎、その広島に現役大統領が訪れるということはたいへん意味深いことだと思います。オバマ大統領が何を語るのか、どのような行動をとるのか注目をされる所です。このことが世界平和に大きな影響を与え核のない平和な社会を全世界の人々にアピールしてほしいと心より願っています。また、全国大会の内容については来月の総会の中で報告させていただきたいと思っています。

ただ今から、平成28年度四万十町農業委員会第2回窪川農地部会を開会いたします。

農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしく申し上げます。

本日の会議に、3番下元 誠一郎委員、4番甫喜本 委員、1番中内 委員から欠席の届けが出ております。

それでは、事務局から諸報告がありましたら申し上げます。

事務局 (なし)

議長 次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は16名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは日程第1、指定第3号 会期の決定についてですが、平成28年度四万十町農業委員会第2回窪川農地部会は平成28年5月25日、本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、平成28年度四万十町農業委員会第2回窪川農地部会は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第4号 議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に

18番 西本 茂子 委員、2番 山本 奨一 委員
を指名いたします。よろしくお願いします。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて、日程第3、報告第3号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてをご説明いたします。

ページは3ページです。今月の案件は、2件になります。

まず、番号1について説明いたします。土地の所在地、秋丸字大田935、地目、田、面積5,561㎡です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。この農地は平成24年4月2日～平成39年3月31日まで利用権の設定を行っていましたが、耕作していた生姜が病気となった為、借受人からの申し出により、合意解約に至ったとの事です。

なお、この農地については、所有者本人が今後、耕作するとの事です。合意年月日、引渡年月日ともに平成28年4月15日です。

続いて、番号2について説明いたします。土地の所在地、中神ノ川字白王566-1、地目、田、面積1,811㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積が2,190㎡です。解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。この農地は、平成9年7月30日～平成11年12月20日まで農地法3条の賃貸借の設定を行っていましたが、賃貸借権は両者間で解約の合意が無い場合は期間が継続されている事となります。今回、貸出人が他の方へ農地を貸し付けるとのことで、双方の合意により解約となりました。なお、この農地については、議案第8号8ページの番号1で、新たに利用権設定する計画です。合意年月日、引渡年月日ともに平成28年5月2日です。

議長 報告第3号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第3号は終わります。

続いて、日程第4、報告第4号

非農地証明事務処理報告についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号

非農地証明事務処理報告についてご説明いたします。

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

2件あります。まずは1番農地の表示は大字平串字出雲、地番1016番8、地目、畑、面積56㎡、平成8年から宅地として利用している旨の申請がありました。調査の結果、平成28年5月10日に非農地証明書を発行しております。2番ですが、農地の表示、大字北琴平町地番837番10、地目、田、面積25㎡、年月日不詳より宅地として利用している旨の申請がありました。調査の結果、平成28年5月11日適正と認められましたので、非農地証明書を発行しております。現地につきましては、添付資料の1ページ、2ページが平串の非農地の現場になっております。次に3ページと4ページに2番の案件の場所と写真を添付しております。以上です。

議長 報告第4号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第4号は終わります。

続いて、日程第5、議案第6号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。

ページは5ページです。今月の案件は、2件になります。

土地の所在地、東川角字錦戸甲1311、地目、田、面積5,379㎡です。以下12筆あり、合計13筆で、面積27,292㎡です。

権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、父から子への贈与です。

以前も、農地法3条により使用貸借としていましたが、今回所有権を移転するとのことです。なお、今後も水稻や野菜を耕作していく計画です。

つづいて、番号2、土地の所在地、仕出原字榎ヶ窪341-1、地目、田、面積548㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積が3,787㎡です。

権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、親族からの贈与により、譲受人が新たに農地を取得し農業を行うとのことです。

譲受人の耕作面積は、0㎡です。今回の所有権移転により、下限面積の30aは達成します。

なお、取得する農地は、譲受人の自宅に隣接しており、水稻と野菜を今後も耕作する計画です。

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 議案第6号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

11番 1番について補足説明します。譲渡人と譲受人は血縁関係であり、7年ほど前より譲受人は、譲渡人のもとで営農をしていましたが、譲渡人は高齢で営農が困難になってきたため、譲受人に一切の営農を任せるのを機に、農地を譲りたいと思い、申し込んだそうです。私が思うに問題ないと思います。皆様のご判断をよろしくお願いします。

14番 譲受人と譲渡人との関係は、譲受人の方がおじさんになります。譲受人の方が、今年、昨年くらいから作業受託してやっています。譲受人の方の希望により贈与するということです。特に血縁関係がありますので、問題ないと思います。

議長 議案第 6 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 6、議案第 7 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 7 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明いたします。

議案書 6 ページの 1 番の案件です。添付資料は 7～8 ページをご覧ください。申請地は、勝賀野字中谷口 326-4 番、地目は、田、面積 239 m²の土地です。権利事由は、所有権移転です。転用目的は、農家住宅です。転用理由は、借家に住んでいたが、事情により借家から出ることになり、実家に隣接する土地に新たに自己専用住宅を建築するものです。農地区分は、申請地の前に 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断しました。ただし、実家に隣接する土地への申請であり、第 1 種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に転用することができると判断しました。農業後継者住宅です。

転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で住宅を建築する計画になっています。周囲の状況は、東、南側は宅地、北側は譲渡人の田、西側は町道となっています。土地の造成計画については、土をならず程度となっています。進入路については、町道より既存の道を利用し進入しますので、それに伴う工事は不要です。排水計画については、雨水は自然浸透とし、

生活排水については浄化槽を経て、北側の既存の排水路に接続し、町道の側溝に排水する計画です。

本件については、以上です。

議長 議案第7号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明はありませんか。

7番 事務局から説明があったとおりですが、一部譲渡人の農業資材等の置場にもなっています。本人は現在須崎の方に住んでいますが、須崎からこちらに通って農業をしているようです。こちらに帰って農業を継ぐ計画のようです。問題ないと思います。

議長 議案第7号について質疑を許します。 質疑はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

議案第8号 番号5、6番は議席番号9番山本 道雄委員が、番号7番は、議席番号15番岡林 景補委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の、議事参与の制限に抵触しますので、先に1番～4番までの審議、採決を行い、その後に山本 道雄委員に退席をしていただき番号5、6番の審議、採決を行い、その後岡林 景補委員に退席をしていただき、番号7番の審議、採決を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号

四万十町農用地利用集積計画の決定について1番から4番をご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成28年6月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より意見を求められたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号1について説明いたします。この農地は、3ページの報告第3号農地法第18条合意解約通知の番号2で報告した農地になります。

土地の所在地、中神ノ川字白王566-1、地目、田、面積1,811㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積が2,190㎡です。設定は新規です。期間は平成28年6月1日から平成33年3月31日までの4年10ヵ月です。作物は野菜を耕作する計画です。なお、該当地は共有地の為、所有者は利用権設定者以外にもう1名いますが、今回は1名での申し出になりますので、期間は5年以内の設定となっています。

つづいて、番号2です。土地の所在地、南川口字杭野ノ994、地目、田、面積1,154㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が2,116㎡です。設定は新規です。期間は平成28年6月1日から平成33年3月31日までの4年10ヵ月です。作物は野菜を耕作する計画です。

つづいて、番号3です。土地の所在地、弘見字マトヲバ494-1地目、田、面積630㎡です。設定は再設定です。期間は平成28年6月1日から平成33年5月31日までの5年間です。

つづいて、番号4について説明します。土地の所在地、窪川中津川字中屋敷823-3地目、畑、面積、522㎡です。以下6筆あり、合計7筆で、面積が4,870㎡です。設定は再設定です。期間は平成28年6月1日から平成29年5月31日までの1年間です。作物は野菜・水稻を耕作する計画です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

13番 番号1番について説明します。利用権の設定を受ける方に話を聞いてまいりましたが、当人につきましてはIターンでして、奥さんが隣町出身とのことで、近隣市町村でもありまして、こちらで営農することとなったそうです。当人につきましては、アグリスクールで3か月の研修を受けまして、夫婦で野菜を中心での栽培を行うとのことでした。非常に研究熱心であり、意欲もあり問題ないと思います。

6番 番号2番、今の13番委員の説明の人といっしょですが、この方は四万十に

来て10年近くになると思いますが、正式な貸借が出来ていなくて、ようやく貸借できるようになったということです。

9番 番号3番、再設定ですので、特に問題ありません。

8番 番号4番、利用権設定を受けるもの(A)が今年も更新して作るということで問題ないと思います。この農地そのものが獣害とか水害を受けことが非常に多いところで、その年年によって出来高が全く違うもので、こういうことになったんだと思います。問題ないと思います。

議長 質疑を許します。 質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第8号農用地利用集積計画に対する意見決定について1番から4番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号 農用地利用集積計画に対する意見決定について1番から4番は、原案のとおり可決されました。

続いて、

番号5、6番の審議を行いますので、9番 山本 道雄委員は退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 農用地利用集積計画に対する意見決定について番号5、6番を説明します。番号5です。土地の所在地、平野字ツマド1284、地目、田、面積1,879㎡です。設定は新規です。期間は平成28年6月1日から平成43年3月31日までの14年10ヵ月です。権利の種類は、使用貸借権です。作物は施設ニラを耕作する計画です。

つづいて、番号6です。土地の所在地、平野字ツマド1258-1、地目、田、面積773㎡です。以下1筆あり、合計で2筆で、面積が950㎡です。設定は新規です。期間は平成28年6月1日から平成43年3月31日までの14年10ヵ月です。権利の種類は、使用貸借権です。作物は施設ニラを耕作する計画です。

なお、番号5、6の農地は、以前に利用権設定していましたが、事業でハウスを建設する計画があり、耐用年数14年以上の期間で今回改めて利用権

設定を行うものです。その為、5年以上の利用権設定に必要である相続権者全てから同意を頂いています。問題ないことになっています。

また、利用権の設定をうける「農事組合法人ひらの」は、農地所有適格法人、平成28年4月1日の法改正以前の農業生産法人のことですが、そうではない法人ですので、解除条件付きでの利用権設定となります。そこで、25ページのとおり、I地域の役割分担やII役員の従事要件を満たす事や、次の26ページの共通事項と27ページの共通事項の追加事項が必要となります。

番号5と同じく、番号6についても解除条件付きでの利用権設定となります。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明は私になります。こちらは、法人の方へ個人から貸すということで、14年10か月。ハウスを建ててニラを増やす計画です。5番6番とも問題ないかと思えます。

質疑を許します。質疑はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第8号農用地利用集積計画に対する意見決定について5、6番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号 農用地利用集積計画に対する意見決定について5、6番は、原案のとおり可決されました。

9番 山本 道雄委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

(9番 山本 道雄 委員 着席)

山本 委員、番号5、6番は、原案のとおり可決されました。

続いて、

番号7番の審議を行いますので、15番 岡林 景補 委員は退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 農用地利用集積計画に対する意見決定について7番を説明します。

番号7についてご説明いたします。土地の所在地、下呉地字木ノ下688番、地目、田、面積3,542㎡です。設定は新規です。期間は平成28年6月1日

から平成 33 年 12 月 30 日までの 5 年 7 ヶ月です。作物は水稲です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

16 番 この田は、前に生姜に貸していたところですよ。返ってきて作る人を探していたようです。できれば同じ部落の人に作ってもらいたいと、一緒に探していたようですが、誰もいなくて今回借りることになったそうです。一番いい人が見つかってよかったですと思います。

議長 質疑を許します。 質疑はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 8 号農用地利用集積計画に対する意見決定について 7 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 8 号農用地利用集積計画に対する意見決定について番号 7 番は、原案のとおり可決されました。

15 番 岡林 景補 委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

(15 番 岡林 景補 委員 着席)

岡林 委員、番号 7 番は、原案のとおり可決されました。

四万十町農用地利用集積計画の決定については、すべて原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 その他の件についてを議題とします。

事務局何かありませんか。(なし)

その他の件で委員の皆さん何かありませんか。

6 番 視察研修の件で、今回は場所と時期を決めてもらいたいのですが。と農地パトロール・作況調査の時期も。

議長 時期を決めてもらいたいという意見ですが。皆さんいかがですか。

2 番 視察は 7 月下旬辺りが一番空いているのでは。

6 番 作況調査は、今年海岸部は止めて台地部の作況を見ることで、9月10日前後はどうでしょうか。

議長 それでは、視察研修は窪川農地部会としては7月中旬から下旬が第一希望とし、作況調査・パトロールは台地部で9月10日前後の計画でよいか。

委員 (異議なし)

議長 他にありませんか。なければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成28年度四万十町農業委員会第2回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

閉 会 午後 2 時 50 分